

[各事業者通知]  
令和4年9月2日

県内事業者様

長崎県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症に関する医療機関及び保健所の負担軽減について  
～発生届の限定による全数把握の見直し等について～（依頼）

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9月1日に知事から県民の皆様へお願いした「新型コロナウイルス感染症に関する医療機関及び保健所の負担軽減について」をご確認のうえ、取組の徹底をお願いします。

なお、引き続き職場関連の感染事例も見られることから、事業所における感染防止対策について、経営者自らが危機意識をもって対応するとともに、従業員まで周知徹底を図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

○県民の皆様へ **県民の利便性を高めるため、以下の取扱が始まります**

【9月2日から運用開始】

発熱等有症状者が、医療機関での診断を行うことなく、自己検査等で陽性を確定できるようになります。※重症化リスクの低い64歳以下の方（小学校3年生以下を除く）のみ

- ・抗原検査キットの自宅への郵送配布が始まります ※1~2日程度要します。  
➤県民の皆さま方の利便性を高めるため、希望する有症状者に対して抗原検査キットを配送します。※医療機関における検査や受診の集中緩和にもつながります。
- ・陽性者判断センターを開設します  
➤抗原検査キットによる自己検査や無料検査所での検査の結果、陽性であった場合、ご自身で陽性者判断センターに登録することで、医療機関を受診することなく、速やかな療養が可能となります。



○県民の皆さんへ **医療のひっ迫を回避するため、以下の取扱が始まります**

【国への届出後、概ね3営業日以降】【暫定的な対応】※今後の国の取扱いによって変更となる可能性あり  
新型コロナウィルス感染症に係る医療機関からの発生届を高齢者やコロナ治療薬の投与者等に限定します。

・発生届の対象者を限定します

➢医療ひっ迫の現状を踏まえ、医療機関において入力に時間を要していた全感染者数の届出を、今後は、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがある方」「妊娠の方」に限定します。 ⇒医療機関の負担が軽減し、重症者に対する診療に、より専念できる

➢その他の方は、医療機関及び陽性者判断センターから総数と年代のみ保健所への報告となります。

※自宅療養に関するお困りごとや、宿泊療養を希望される場合は健康観察センターにご相談ください。

・市町ごとの感染者集計を見直します。

➢県全体における年代ごとの感染者数は、これまでどおり毎日公表します。

➢ただし、発生届の対象者を限定するため、市町ごとの公表数については、「全感染者数」から「発生届が提出された感染者数」に変更します。

《事業者の皆様へ》

・医療機関や保健所の業務ひっ迫の原因となりますので、真に必要なもの以外の療養証明書の提出は求めないでください。